

(第一類 第五号)

衆第三回国会

大 咸 委 員 会 議 錄 第 六 号

(九四)

昭和三十四年二月五日(木曜日)
午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 早川

崇君

理事綱島 正興君 理事福田
理事佐藤觀次郎君 理事平岡忠次郎君
荒木萬壽夫君

久男君 常雄君

内田

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

一平君

奥村又十郎君

夏堀源三郎君

古川 文吉君

山下 春江君

鴨田 宗一君

西村 英一君

毛利 松平君

山本 勝市君

田万 廣文君

勝邦君

山下 榮二君

横山 利秋君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

山本 幸一君

田中 貞則君

北島 武雄君

吉国 二郎君

まして、その問題に逐次回答を与える等の方法もあわせとつて、いった方がいいのじゃないかということを考えております。

閣としての大きな意味の諮問機関じやものは、法律に基いていなかつたし、また大蔵大臣の諮問機関であつて、内閣としての大きな意味の諮問機関じやなかった。今度の政府の意図するところは、国税、地方税を通じての、しかも三年間程度といふような長期にわたつての計画でもつて大改正をやろうということでありますから、そのお考えは私は賛成であります。しかし、特に私が一言政府に申し上げておきたいことは、最近毎年政府は、税制の根本改正をやる、税制の改正をやるということを言う。しかし、税制というものは、そんなに毎年なぶりものにして変えるべきものじゃない。それは私述に説法で、おわかりの通り。そこで、今度ほんとうに法律に基いて調査会を作つておやりになるなら、これは断固としてりっぱな改正をやって、またこの次もたびたびなぶりものにするよう税制を変えるといふことのないよう、抜本塞源的におやりになることをお考え願わなければ、毎年税制改正をやるぞやるぞと言つておられたのでは、納稅者においても、また政府においても、その新しい税制になれないうちにまた變つてしまふ。たとえば、取引高税を一へん実施しておくる年やめるとか、そういうことがまた起るのじゃ困ると思う。その点は政府も十分腹をきめておやりなさるべきであつて、これは私の意見として特に聞いておいていただきたいと

腹をきめた大改正をなさるのならば、思ひます。従つて、それほどの政府の機関である、こういうことにしていかなければならぬと思うのであります。これは大蔵大臣の諮問機関ではいけないの、少くとも内閣総理大臣の諮問機関ではいけない。特に大蔵大臣だけでありますと、國税の改正はその答申に基いてできるかむしろ、内閣総理大臣が責任を持つてその答申案をでかけるだけ実現するという腹がまえでなければいかぬと思うのです。従つて、税制調査会の答申が出たがゆえに、内閣総理大臣が責任を持つてその答申案をでかけるだけ実現するという腹がまえを法律にはつきり明定なさる御用意があるのかどうか、承わりたい。

○山中政府委員 第一点は意見として伝えるということをございましたが、その御意見もつともと思いまして私挂聴いたしたのであります。これは、政府の内部におきまして、あるいはいろいろと改正をいたしました過程の折衝におきましても、議論があります問題たは、それを逃避と申しますか、一応たな上げを策しますために、この次の税制改正の際にとかいうようなことでいろいろ妥協いたしますので、結局毎年次の年、次の年と税制改正を重ねていい面ありますので、やはりこの際は、御趣旨にありましたように、抜本的な方針というものを税制において立てていいべきということを基本にしてやらなければならぬと思います。

また、第二の点の御質問についてであります、もちろん、おっしゃる通りに、内閣において設けられます強力なる諮問機関ということになるわけ

あります。その結果については、当面根本改正にふさわしい勇断をもつてなされなければならぬと思ひます。たゞ、期限が非常に長うござりますので、私はもちろんのこと、今の経理、太蔵大臣を初め、その責任者としてどうおっしゃったような基本的な決意を貫いていくためにも、それを前提として、委員会が設置されなければならぬと考えております。

会の委員は学識経験者その他各界各業の代表者が出来るでしょうが、税制全般の専門的研究とか、継続した研究ということをやっておられる人は、ごくわずかたるものであります。そういう方々が、失礼ではありますが、間々思ひきの発言をなさっておる。それだけではなく根本改正の一貫したものができるだけはない。政府は、五万の税務職員を使つて、少くとも国税徴収また地方税徴収の仕事を行い、しかも、国家財政を担当する政府の責任官庁が、いろいろな明細な資料も持つておられるのですから、その資料に基き、しかも税制改正の仕事を當時やつておる主税局などが中心になつて、まず税制改正の年本案をお立てになり、これを調査会と提出なさるべきである。また、その場合は一つではないまならないといふから、二つなり三つなりお作りになつてもらひが、少くとも政府が立案して調査会に提出する、こういう形でなければ、一貫した体系的な根本改正はできるものじやない、かように思うのであります。が、政府はこの点についてはどうお考えでありますか。

案等を作成して、できますならある
うに今研究中でありますて、御指摘
に進めてもらなり、いずれにし
てこれが次々に成果を生んで参ります
ような点は十分研究して、その中の済
営に盛り込んでいきたいと思いま
す。これがボイント等をお示しして、その方
正をするためにこの調査会を作るの
すから、政府みずから税制のどの点
どのように改正しようという、大づ
き目標はお持ちでなければならぬ。
それからいたしますと、ただいまの務
務次官の御答弁では、まず企業課税
あり方を改正したいということであ
ります。これは私も大賛成です。私に
わすならば、調査会を作ります。そ
して慎重審議して企業課税を改正する
いえは、いかに急いでもこの実施は
年の四月からです。それじゃ、今日
いわゆる企業の体质改善の対策とし
て、私は、常々この点については、へ
度の税制改正に暫定的にでも、ある程
度の方向を盛り込まなければならぬと
いうことを主張しておったのですが、
間に合わなかつたことはまことに遺憾
であります。しかし、企業課税を一
根本的に取り上げてやろうという政府
の決意が示されたのでありますか。
けつこうですが、そのほかにどのような
な改正を意図しておられるか。きよ
くお答えをいただくのは無理かと
されませんが、しかし、税制関係の詳
細案をすでに御提案なさった以上は、
これに関連して将来的税制改正の政策
としての意図する方向をお示しいただ

ければ、まことにけつこうと存じます。

○山中政府委員 個別に、どの点をどういう案をもってこの発足するであろう委員会に諮問するつもりだというようものは、率直に申し上げて省内でまだまとめておりませんが、予算編成の過程、その他の議論におきまして懸案となつておつて、なおかつここには正を加えるのでなければ、今日の地方税あるいは地方財政の根本問題というもの解决问题は、こそくなる当面を糊塗等におきましても、抜本的な検討、改定を加えるのでなければ、今日の地方税あるいは地方財政の根本問題といふ問題の広範なものも含めまして、諸問を進めて参るつもりであります。なおどういものをどういう考え方を持って結論を得ておりますので、それの問題の広範なものも含めまして、諸問をたどりたいと思ひます。

○奥村委員 それでは、国税庁長官に、主としてことしの予算の中の租税

收入見積りに関連して、最近の所得税、法人税などの更正決定等の事情を承わりたいと存する次第であります。

○奥村委員 まずお尋ねしたい一番の目は、昭和三十三年の現在の会計年度における

税の収入は、だんだん自然増収が減つてきました。とりわけ法人税の収入が激減しておるので、ことしほとが手一ぱいにいくらしいが、昭和三十四年度

の予算、税収見積りに、法人税の税収見積り三千三百九十三億は、これは過

大ではなかろうか。いわゆる企業のな

べ底景気を反映しまして、法人税の昭和三十四年度三千三百九十三億の見積

りが果して達成できるかということと

の状況をよく見て慎重に検討したのであります。

○北島政府委員 まず最初に、去年の暮れに主税局に聞いたら、約百億くらい黒になるのではないか、こういう話があつた。お前は法人税が二百億くらい減収になると言うが、こういう食い違いがあるではないかということであらうと思いますが、それはおそらく租税全体についての主税局の説明ではなかろうか、こう思つております。

○北島政府委員 お前はびしひ過酷な税金を取るのではないか、こういうお尋ねのところで見積りがされたわけでござい

ます。

○北島政府委員 まだまとめておりませんが、予算編成の過程、その他の議論におきまして懸

案となつておつて、なおかつここには

解決できないもの等もありますし、

また、先ほども触れましたが、地方税

等におきましても、抜本的な検討、改

定を加えるのでなければ、今日の地方

税あるいは地方財政の根本問題とい

う問題の広範なものも含めまして、諸問

を進めて参るつもりであります。なお

どういものをどういう考え方を持って

結論を得ておりますので、それの問題

の広範なものも含めまして、諸問を

たどりたいと思ひます。

そこで、一休どうですか、法人税の

見積りの三千三百九十三億、これは主

税局が主として立案したのでしょ

うが、実施面の国税局長官として、こと

が、実施面の国税局長官として、こと

が、実施面の国税局長官として、こと</

は、直税部長または調査監察部長から詳細に御説明いたします。

○金子説明員 新年度の更正増差分の計算は、これは一昨年度の実績を基礎にいたしまして、その後の経済の伸びに加味してやつております関係で、結果國民所得なり鉱工業生産の伸びで伸びたということになろうかと思います。最近までの実績を申し上げますと、三十三年に、これは四月から十一月まであります、約二百五十億ばかりの増差額が出ております。

○奥村委員 この二百五十億の更正決定は、調査査察で決定した分と、それから調査課所管ないし税務署で更正決定した分との内訳をお聞きしたい。

○金子説明員 調査課の所管分について申しますと約七十八億でございます。それから税務署の所管分が約百六十七億、こういうことになっておりま

す。
○奥村委員 そこで、更正決定のやり方につきまして、近ごろ、非常に乱雑なと申しますが、不親切など申しますか、更正決定にはいろいろ非難があるので、この際お尋ねしておきたいのです。あまり過大な見積りをなさっておると、どうしてもやはりそういうことになりがちになるから、特にお尋ねするのですが、課税所得に対して何パーで、最近の更正決定分の実績、たとえセントの更正決定をやつたか。巷間にば納税人員に対して、当初の申告に対して何パーセントの更正決定をやつたか。あるいは課税所得に対して何パーで、最近の更正決定をやつたか。巷間に

ます。

○金子説明員 所得税について申しま

すと、今のお話のように、六割、七割

という更正決定をするという時代が、

戦後の昭和二十三、四年にはございま

した。しかし、最近におきましては非

常に少くなっています。納税者の總

法人について申しますと三割前後じ

ないかというふうに考えておきます。

○奥村委員 今のは人員の比率でしょ

う。

○金子説明員 そうです。

○奥村委員 所得額あるいは税額の更

正決定の実績を……。

○金子説明員 税額の方の数字を、

ちょっとただいま手元に持つておりま

せんので、後ほど先生に御連絡申し上

げます。

○奥村委員 今お話しのよう、四月

から十一月までの実績が二百五十億と

いうのでありますから、それから割り

出していく比率が出てきておらなければな

らぬはずですが、それじゃまた後ほど

御答弁をいただきます。今の御答弁に

よりましても、所得税よりも法人税の

更正決定が非常に強い。これはあらゆる面に出ておるよう思うのです。た

とえば、交際費の損金否認なんとい

うのによると、交際費の損金否

認によるところの更正決定の増収額

は、国税庁にはその資料はないとい

うことです。そこで、この委員会で審議さ

れるので、そうなれば、当然、その法

律改正によってどのくらいの減収を見

出しますか、あらかじめ御用

込むか、増収を見込むかといふこと

が、この委員会で審議されるのですか

が、そういう資料は、あらかじめ御用

意を願つておきたいのです。そこで、

今の御答弁によると、交際費の損金否

認によるところの更正決定の増収額

は、国税庁にはその資料はないとい

うことです。そこで、この委員会で少し検討してい

ます。

○奥村委員 小企業者じゃ大恐慌を来たしておるの

でありますから、あまりこまかいとい

うことを聞くのです。そんなこともあ

るまいと思いますが、更正決定の最

この際に特にお聞きをしておきたい。交際費の損金否認によってどのくらいの更正決定をやつておられるか、承わりたいと思います。

らぬが、ちょっとお尋ねしておきま

す。

○金子説明員 十何万の法人でござ

りますので、一々それを集計したもの

にございませんが、大体の達觀で一つ数

字を出せということございました

が、何分にも仕事が非常に厄介になっ

ておりますので、極力統計を作る手数

を省こうというわけで、こまかい数字

をとつておりますんで、御承知いた

だときいたと思います。

○奥村委員 先般主税局の方での資料

を見たところが、最近三カ年のうち

に、損金否認での増収額は逐年非常に

激増しておりますのです。所得の増でもつ

ておとしが七十二億ですか、去年は

百四十億ふえておる。そういう資料は

主税局の方にあるはずです。それは国

税局から出ておるはずです。後ほど一

つ資料を整えておいていただきたいの

ですが、さて、こういうことの更正決

定のやり方が特に中小企業にひど過ぎ

るという声をわれわれは聞くので、こ

の更正決定のやり方にについて、これか

らお尋ねをしておきたいと思うのであ

ります。これは、現に今法人税法の改

正案で、政府の更正だけでなしに、納

税者からの更正請求という規定を新た

につけようと、ということに関連してのお

尋ねでございますから、かなり深くお

尋ねをしていきたい。きょうの質疑で

終らなければ、また追つて次の機会に

質疑を続行いたしたいと思います。

そこで、一般的に更正決定をした場

合に、納税者に対してその更生決定の

根拠となる事情をあまり親切に税務職

員が話をしない。特に突っ込んで聞け

ば、いわゆる所得標準率などであつて

いたといふことは、私は思つておらず

ます。

ただ、具体的に、たとえば青色申告

者になりますと、ことに法律でもつて

いる理由を付記しなければならぬと

いうことになつておりますが、その付

記の仕方が今まで簡単過ぎたといふこ

とは、私どもやはり率直に認めなきや

ならぬと思っております。それで、更

正決定する場合におきましても、でき

ん聞くのであります。

「委員長退席、内田委員長代理着

席」

これは長官としてもぜひ改めていた

だかなければならぬのですが、これに

対してどうお考へになつておられる

か。

○北島政府委員 更正決定をする場合

におきまして、何らの根拠なしにふつ

かけるということは、私ども税務行政

としては非常にマイナスなこととあり

ますので、私どもそういうことは避け

るべきであるという根本方針を堅持い

たしております。ただ、ただいまお

話の法人でござりますと五十数万方

話題が赤字でございますと五十数万方

りますが、そのうち四割は赤字申告な

んでございます。実際について法人の

四割が赤字でございますと五十数万方

話題の法人でござりますと五十数万方

りますが、そのうち四割は赤字申告な

んでございます。実際について法人の

四割が赤字でございますと五十数万方

話題の法人でござりますと五十数万方

りますが、そのうち四割は赤字申告な

んでございます。そのため、納税者の方々と相当折衝はあ

ります。その際に、他の納税者の

状況等から見て、やはりこの程度はど

うもありそだとういう場合が相当ある

のであります。それでも、単にむちやく

の場合におきまして、税務署で更正決定す

る場合におきまして、單にむちやく

の場合におきまして、税務署で更正決定す

る場合におきまして、税務署で更正決定す

るだけ納税者に納得させる、ことに青色申告者については、法律に従つてできるだけ理由がわかりやすく納得できよう書かなければならぬ、こういうように考えておるわけあります。

○内田委員長代理 奥村君に申し上げます。が、質疑者が他にござりますので、きょうは冒頭でありますから、なるべく簡単にして、次の質疑者に適当の時間に譲りたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○奥村委員 委員長の御指示もありま

すから、それでは、私は、今後当委員会で取り上げ、また当委員会で時間がなければ税の執行に関する小委員会で

取り上げる問題点だけを申し上げて、

國税庁なり、また大蔵当局で資料等を

あらかじめ用意を願つておきたい、こ

ういうことにいたしたいと思います。

それでは、今更正決定について、

これは具体的に取り上げてお伺いたい

します。この青色申告によるところの

申告者に対する更正決定は、その青

色申告の許可を受けた帳簿等に基

て、具体的に間違つておるということ

を説明して更正決定をしなきやならぬ

小言が出で、しかもそれを國税局も税

務署も再調査もしない。再審査もしな

い。遂に納税者が腹を立てて裁判所に

訴えて、しかも、その裁判所の審査の

結果、大蔵省側のやり方が法律違反で

あるという判決がおりたということ、

これはきょうの日本経済新聞の中小企

業欄に出ておる。実は私はこれを見て

驚いたです。それは間々大勢の方のこ

とですからあるかもしません。しか

し、少くとも異議が出て再調査を申し出た場合には、それをねつける。しかし再審査をして局長のところに持つて裁判所に持つていったときに、大蔵省のやったことはまずかったというので、負けた。こういうことをみると、裁判所に持つていったときには、大蔵省も再審査をして局長のところに持つていたら、またはねつけた。そうして

は、これはゆゆしい問題であると思うから、その判決の事情あるいは納税者

の事情、あるいは役所側の言い分をよく聞いて、この委員会で取り上げなければならぬから、それらの資料を十分

用意して、この次の委員会に臨んでも

らいたい。これは一つ委員会で大いに

おきゅうを据えたいと思います。

それから、青色申告ですらそういう

ことをやりますから、白色申告においては実はもとひどいのがある。これ

は私最近聞いたことですが、この近く

でですよ。税務職員が調査に来た。四、

五回來たそうですが、この四、五回来

たというのは、税務署に対しても四、

五回出張した届けがしてある。ところ

が納税者のところには一へんしか来て

いない。しかも、一時間ほど来てたば

と、前臨時国会あたりの経済見通し

と、だいぶ変っているようですがそれ

も、この変わった事情あるいは今後の

見通しについて、一つお尋ねをいたし

たいと思います。

その他、法人及び個人の所得税、法

人税の更正決定のやり方について、法律

の実施面においてお尋ねしたいことが

あります。他の委員諸君の質問要求

がありますから、私は本日はこれを

もって打ち切ります。

○内田委員長代理 ただいま奥村君よ

り御発言の事項に關しましては、委員

長において、小委員長とも協議の上、

税制並び税の執行に関する小委員会に

おいて、政府側の丁重なる答弁を求めて

ることに処理いたしたいと思います。

○松尾トシ子君 松尾トシ子君。

あなたは帳簿を要求したのですか。帳

簿を備えつけの義務を持たせておる。

そしてまた調べに来たのです。それを

見もせずに見込みでかけた、そういう

ことがあります。これは、私の言わん

とするところは、こういうやり方をす

るということは、税務職員全体に所得のをちょっと政務次官におもにお尋ね

をしたいと思います。

今度の予算というのは、公約の実現

か。それだから、まあ上から言われた

調査はしなければならぬ。帳簿は十分

わからない。まあいかげんにふっかけ

じゃなかぬ。そういうふうな税務職員

はもとよりのことでござりますけれど

裁決所に持つていったときに、大蔵省

のやつたことはまずかったというの

で、負けた。こういうことを見ると、

はかにもすいぶんあると思われる。私

は、これはゆゆしい問題であると思う

から、その判決の事情あるいは納税者

はかにもすいぶんあると思われる。私

は、これはゆゆしい問題であると思う

から、その判決

あたりはこの程度が一ぱいのものであります。なお、財政投融資の内部資金の重点的活用のあり方にについて、これまでいろいろ御議論のあるところでありましょう。しかし、今後東南アジア諸国との経済協力が重要なボイントになつておりますので、その面ではならないという配慮も十分いたしましたして、国内の中小企業等の分野におきます増額ももちろんあります。四月一日から中小、国民、商工公庫等に対しまして利下げを三厘程度行いましたして、中小金融に資する等の配慮もいたしておりますつもりであります。

方で空白を生ぜざるようつなぎ方をいたすよう十分配慮いたしておりまつた。災害復旧等も十分そのような配慮をいたしまして、実際においてブランクの生じないように、また何の配慮を行わない機械的な四半期分の配分によりまして、ただいま御指摘になりまして、たような心配が下半期に生ぜざるよう、運用面の配慮を、繰り上げその他のにおいて実際にいたして参るつもりでございます。

な運用の点について十分配慮しなければいけないと思います。しかしながら、そのチェックしていくといふことは、どういうことを意味しておしゃっているのか、私にはちょっと……かりに大臣がおしゃったとしても、その真意は私自身わからないのであります。あるいは金利を云々されるとかなんとかいうことに関連してのお話かと思ひますけれども、目下のところ、私どもとしては、自分たちがやった一般会計予算並びに財政投融資の運用に当つて、他の面のチェックということを裏づけに考えて運用しようと考へておらぬのであります。その点は、大蔵大臣本人が参られましてから、下半期までの留任の可能性とともに御質問を願いたいと思います。

目のようになつてゐるし、それからまた、政権をとつてゐる与党内でも、経済政策とか見通しについていろいろな意見があつて、必ずしも統一してゐない。それはかりでなく、一般的の経済討論家でもいろいろ意見があるのが当然だといふのは当然ですけれども、相当なります。ところが、年々、その年ごとに予算を作つていく場合の経済の目論見にしても、政策にしても、何か一つのあいまいなところで、しおちゅうひよろひよろと変つておられる様子なんで、基本的に筋が通つておらぬ。要するに経済政策のいかんによつては国民生活がよきものと云ふべきです。こういう点をこれから大いに肝に銘じてやつていただきなければなりませんし、今度法律が出たので、今審議しておりますけれども、実行面には實に注意深くやってもらわなければならぬと思います。経済政策そのものというの、政治家が審議の過程にあって自分の成績を上げるとか、そういうものであつてはならない。むしろ国民生活の向上というところに重点を置いてやっていただかないと、經濟の流れが、外國の流れがこうなつたからそつちへ飛んでいく、今度はこうなつたというふうですから、神武景氣が来たり、神武不景気が来たり、こうなつたからそつちへ飛んでいく、今度はこうなつたと思うのです。その場合いつもしわ寄せになるのは弱い国民の生活並びに中小企業だと、思つてお尋ねをしたいと思うのです。政務次官は、一部の物価が少々くつ上つても、国民生活には大して影響がないとお思いになるかどうか、そ

○山中政府委員 私はそういうことは考るべきでないと思つております。物価というものは、現在の経済情勢下においては、政府としても、また党としても、基本的に長年物価を抑える、政府の規制できるものは抑えるという方針をとつて参りましたが、昨年からその方針のアンバランスを是正するということで、主として運輸関係において値上げ等が一部なされております。これについては私自身の見解はまた別にございますが、しかし政府としてはいうことで、主として運輸関係において値上げ等が一部なされております。この程度は差しつかえないと思ってやつてのことだと思います。しかし、先ほどの前段の経済見通しについてでございますが、昨年非常に神武景気等の言葉で大ゆれをいたしました経験からかんがみまして、ことしの経済の成長見通しにつきましては、事前に十分に経企西庁を中心官庁といたしまして、五・五%の伸びが不安はないか、あるいは神武景気ならずとも、仁德景氣なんかの騒ぎを起しては困るじやないかと、党の構想は十分議論をしてやつたのであります。しかし、秋には山が紅葉するというほどの正確な経済の見通しは、名企西庁長官世耕弘一大臣でも、これはおそらく困難だろうと思ひますので、基本方針は慎重にこれを樹立し、その運用面においては、なるべくゆれが大きくならないように、できるだけ操作をしていくというのが心がけであろうと考えております。

目のように變つてゐるし、それからま
の意目

の意見を一つ

り政治的に動かす端緒になつてゐるんぢやないか、こういうふうに思われるのです。何か、聞くところによると、他の物価も上げてもらいたいような、上げるような形勢があるということですけれども、これからどういうようなことが発生してくるのでしょうか。たとえば、ラジオの聴取料も上りましたし、それから物品税も上るということですから、こうしたようなことを勘案して、ことしの物価はどのくらいの標準を置くかということを、ついでにお聞きしたいわけあります。

〔内田委員長代理退席、委員長着席〕

○山中政府委員 非常にむづかしい御質問だと思いますが、私どもの党が低

物価政策を変えるということは今のところ考えておりませんし、政府におきましても、低物価政府は放棄したんだというようなことはもちろんいたしておりません。政治的に考えましても、地方選挙あるいは参議院の半数改選等の直前にありますて、少くとも関係官庁の総合的な判断に立脚するといたしましても、物価を上げること等についての理由がなければこれは踏み切れるものではないのであります。そこらの点もわれわれは十分考えておるわけありますけれども、今後私どもが物価についてどういものを上げるかとか、あるいはどういものが上りそなうかということについては、われわれは今までの低物価政策の堅持という方針にのっとしていくということしか申し上げられないと思いま

す。

○松尾委員 そうしますと、一部の物

は大した影響がない、こういうふうに見て差しつかえないのですか。

○山中政府委員 影響はないとい

うことは言えないと思います。

公共あるいは生活の必需物資

以上は国民生活に影響ありと私ども

思っております。

○松尾委員 今度はちょっとばやけた

質問になるのですけれども、昭和三十

四年度の国民生活はどのくらい向上す

るかということについてお話し願いた

い。三十四年度の予算を実施しました結果、相当生産も拡大するし、国民消費も拡大されるというふうにみなされておりますけれども、物価が上ってく

る。しかし国民生活の実質は現状維持であるのか、それとももと上の

か、こういうことです。

○山中政府委員 今一部の物価を上げたことによるはね返りが、国民生活が今後上昇するとすれば、その中にどのくらいの分野を占めるか、あるいは国民生活は三十三年度に比べてどの程度のレベルを維持できるのかという御質

問でございますが、具体的な数字を私

も必要ならばこの次の機会に私答弁

をいたしたいと思います。

○松尾委員 もう一つ、佐藤大蔵大臣の財政演説の中に体質改善ということがしばしばうたわれておきました。この点について詳しいことをお聞かせ願

いたいと思います。

○山中政府委員 体質の改善という表

現が、前の経済企画府長官の三木武夫氏あたりから出まして、その後、その

問題について、体質改善とは何かとい

う議論が今日まだなお行われておるわ

けであります。しかし、日本経済が海

外景気の変動等によってゆれが他國に

まして、四百三十六億円の歳出充当の内訳につきまして資料を出していただ

きたいと思います。

○山中政府委員 影響はないとい

ういうもの等が値上がりいたしますれば、個人の家計費にその反応が起るの

は当然でございまして、値上げをした

以上は国民生活に影響ありと私ども

思っております。

○松尾委員 今度はちょっとばやけた

質問になるのですけれども、昭和三十

四年度の国民所得はいかでありますか

か、こうしたことについてお話し願いた

い。三十四年度の予算を実施しました結果、相当生産も拡大するし、国民消費も拡大されるというふうにみなされておりますけれども、物価が上ってく

る。しかし国民生活の実質は現状維持であるのか、それとももと上の

か、こうしたことです。

○山中政府委員 今一部の物価を上げたことによるはね返りが、国民生活が今後上昇するとすれば、その中にどのくらいの分野を占めるか、あるいは国民生活は三十三年度に比べてどの程度のレベルを維持できるのかという御質

問でござりますが、具体的な数字を私

も必要ならばこの次の機会に私答弁

をいたしたいと思います。

○松尾委員 もう一つ、佐藤大蔵大臣の財政演説の中に体質改善ということがしばしばうたわれておきました。この点について詳しいことをお聞かせ願

いたいと思います。

○山中政府委員 体質の改善という表

現が、前の経済企画府長官の三木武夫氏あたりから出まして、その後、その

問題について、体質改善とは何かとい

う議論が今日まだなお行われておるわ

けであります。しかし、日本経済が海

外景気の変動等によってゆれが他國に

まして、四百三十六億円の歳出充当の内訳につきまして資料を出していただ

きたいと思います。

○山中政府委員 影響はないとい

ういうもの等が値上がりいたしますれば、個人の家計費にその反応が起るの

は当然でございまして、値上げをした

以上は国民生活に影響ありと私ども

思っております。

○松尾委員 今度はちょっとばやけた

質問になるのですけれども、昭和三十

四年度の国民所得はいかでありますか

か、こうしたことについてお話し願いた

い。三十四年度の予算を実施しました結果、相当生産も拡大するし、国民消費も拡大されるというふうにみなされておりますけれども、物価が上ってく

る。しかし国民生活の実質は現状維持であるのか、それとももと上の

か、こうしたことです。

○山中政府委員 今一部の物価を上げたことによるはね返りが、国民生活が今後上昇するとすれば、その中にどのくらいの分野を占めるか、あるいは国民生活は三十三年度に比べてどの程度のレベルを維持できるのかという御質

問でござりますが、具体的な数字を私

も必要ならばこの次の機会に私答弁

をいたしたいと思います。

○松尾委員 もう一つ、佐藤大蔵大臣の財政演説の中に体質改善ということがしばしばうたわれておきました。この点について詳しいことをお聞かせ願

いたいと思います。

○山中政府委員 体質の改善という表

現が、前の経済企画府長官の三木武夫氏あたりから出まして、その後、その

問題について、体質改善とは何かとい

う議論が今日まだなお行われておるわ

けであります。しかし、日本経済が海

外景気の変動等によってゆれが他國に

まして、四百三十六億円の歳出充当の内訳につきまして資料を出していただ

きたいと思います。

○山中政府委員 影響はないとい

ういうもの等が値上がりいたしますれば、個人の家計費にその反応が起るの

は当然でございまして、値上げをした

以上は国民生活に影響ありと私ども

思っております。

○松尾委員 今度はちょっとばやけた

質問になるのですけれども、昭和三十

四年度の国民所得はいかでありますか

か、こうしたことについてお話し願いた

い。三十四年度の予算を実施しました結果、相当生産も拡大するし、国民消費も拡大されるというふうにみなされておりますけれども、物価が上ってく

る。しかし国民生活の実質は現状維持であるのか、それとももと上の

か、こうしたことです。

○山中政府委員 今一部の物価を上げたことによるはね返りが、国民生活が今後上昇するとすれば、その中にどのくらいの分野を占めるか、あるいは国民生活は三十三年度に比べてどの程度のレベルを維持できるのかという御質

問でござりますが、具体的な数字を私

も必要ならばこの次の機会に私答弁

をいたしたいと思います。

○松尾委員 もう一つ、佐藤大蔵大臣の財政演説の中に体質改善ということがしばしばうたわれておきました。この点について詳しいことをお聞かせ願

いたいと思います。

○山中政府委員 体質の改善という表

現が、前の経済企画府長官の三木武夫氏あたりから出まして、その後、その

問題について、体質改善とは何かとい

う議論が今日まだなお行われておるわ

けであります。しかし、日本経済が海

外景気の変動等によってゆれが他國に

まして、四百三十六億円の歳出充当の内訳につきまして資料を出していただ

きたいと思います。

○山中政府委員 影響はないとい

ういうもの等が値上がりいたしますれば、個人の家計費にその反応が起るの

は当然でございまして、値上げをした

以上は国民生活に影響ありと私ども

思ております。

○松尾委員 今度はちょっとばやけた

質問になるのですけれども、昭和三十

四年度の国民所得はいかでありますか

か、こうしたことについてお話し願いた

い。三十四年度の予算を実施しました結果、相当生産も拡大するし、国民消費も拡大されるというふうにみなされておりますけれども、物価が上ってく

る。しかし国民生活の実質は現状維持であるのか、それとももと上の

か、こうしたことです。

○山中政府委員 今一部の物価を上げたことによるはね返りが、国民生活が今後上昇するとすれば、その中にどのくらいの分野を占めるか、あるいは国民生活は三十三年度に比べてどの程度のレベルを維持できるのかという御質

問でござりますが、具体的な数字を私

も必要ならばこの次の機会に私答弁

をいたしたいと思います。

○松尾委員 もう一つ、佐藤大蔵大臣の財政演説の中に体質改善ということがしばしばうたわれておきました。この点について詳しいことをお聞かせ願

いたいと思います。

○山中政府委員 体質の改善という表

現が、前の経済企画府長官の三木武夫氏あたりから出まして、その後、その

問題について、体質改善とは何かとい

う議論が今日まだなお行われておるわ

けであります。しかし、日本経済が海

外景気の変動等によってゆれが他國に

まして、四百三十六億円の歳出充当の内訳につきまして資料を出していただ

きたいと思います。

○山中政府委員 影響はないとい

ういうもの等が値上がりいたしますれば、個人の家計費にその反応が起るの

は当然でございまして、値上げをした

以上は国民生活に影響ありと私ども

思ております。

○松尾委員 今度はちょっとばやけた

質問になるのですけれども、昭和三十

四年度の国民所得はいかでありますか

か、こうしたことについてお話し願いた

い。三十四年度の予算を実施しました結果、相当生産も拡大するし、国民消費も拡大されるというふうにみなされておりますけれども、物価が上ってく

る。しかし国民生活の実質は現状維持であるのか、それとももと上の

か、こうしたことです。

○山中政府委員 今一部の物価を上げたことによるはね返りが、国民生活が今後上昇するとすれば、その中にどのくらいの分野を占めるか、あるいは国民生活は三十三年度に比べてどの程度のレベルを維持できるのかという御質

問でござりますが、具体的な数字を私

も必要ならばこの次の機会に私答弁

をいたしたいと思います。

○松尾委員 もう一つ、佐藤大蔵大臣の財政演説の中に体質改善ということがしばしばうたわれておきました。この点について詳しいことをお聞かせ願

いたいと思います。

○山中政府委員 体質の改善という表

現が、前の経済企画府長官の三木武夫氏あたりから出まして、その後、その

問題について、体質改善とは何かとい

う議論が今日まだなお行われておるわ

けであります。しかし、日本経済が海

外景気の変動等によってゆれが他國に

まして、四百三十六億円の歳出充当の内訳につきまして資料を出していただ

きたいと思います。

○山中政府委員 影響はないとい

ういうもの等が値上がりいたしますれば、個人の家計費にその反応が起るの

は当然でございまして、値上げをした

以上は国民生活に影響ありと私ども

思ております。

○松尾委員 今度はちょっとばやけた

質問になるのですけれども、昭和三十

四年度の国民所得はいかでありますか

か、こうしたことについてお話し願いた

い。三十四年度の予算を実施しました結果、相当生産も拡大するし、国民消費も拡大されるというふうにみなされておりますけれども、物価が上ってく

る。しかし国民生活の実質は現状維持であるのか、それとももと上の

か、こうしたことです。

○山中政府委員 今一部の物価を上げたことによるはね返りが、国民生活が今後上昇するとすれば、その中にどのくらいの分野を占めるか、あるいは国民生活は三十三年度に比べてどの程度のレベルを維持できるのかという御質

問でござりますが、具体的な数字を私

も必要ならばこの次の機会に私答弁

をいたしたいと思います。

○松尾委員 もう一つ、佐藤大蔵大臣の財政演説の中に体質改善ということがしばしばうたわれておきました。この点について詳しいことをお聞かせ願

いたいと思います。

○山中政府委員 体質の改善という表

現が、前の経済企画府長官の三木武夫氏あたりから出まして、その後、その

問題について、体質改善とは何かとい

う議論が今日まだなお行われておるわ

けであります。しかし、日本経済が海

外景気の変動等によってゆれが他國に

まして、四百三十六億円の歳出充当の内訳につきまして資料を出していただ

きたいと思います。

○山中政府委員 影響はないとい

ういうもの等が値上がりいたしますれば、個人の家計費にその反応が起るの

は当然でございまして、値上げをした

以上は国民生活に影響ありと私ども

思ております。

○松尾委員 今度はちょっとばやけた

質問になるのですけれども、昭和三十

四年度の国民所得はいかでありますか

か、こうしたことについてお話し願いた

い。三十四年度の予算を実施しました結果、相当生産も拡大するし、国民消費も拡大されるというふうにみなされておりますけれども、物価が上ってく

る。しかし国民生活の実質は現状維持であるのか、それとももと上の

か、こうしたことです。

○山中政府委員 今一部の物価を上げたことによるはね返りが、国民生活が今後上昇するとすれば、その中にどのくらいの分野を占めるか、あるいは国民生活は三十三年度に比べてどの程度のレベルを維持できるのかという御質

問でござりますが、具体的な数字を私

も必要ならばこの次の機会に私答弁

をいたしたいと思います。

○松尾委員 もう一つ、佐藤大蔵大臣の財政演説の中に体質改善ということがしばしばうたわれておきました。この点について詳しいことをお聞かせ願

いたいと思います。

○山中政府委員 体質の改善という表

現が、前の経済企画府長官の三木武夫氏あたりから出まして、その後、その

問題について、体質改善とは何かとい

う議論が今日まだなお行われておる

昭和三十四年二月七日印刷

昭和三十四年二月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局